

## 犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者が所有、管理する身体障害者補助犬に対する犬の登録申請手数料等の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の規定の適用を受ける犬を所有、管理する身体障害者に対して川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）で定める次に掲げる手数料を免除することができる。

- (1) 犬の登録（鑑札の交付を含む）申請手数料
- (2) 犬の鑑札の再交付手数料
- (3) 犬の狂犬病予防注射手数料
- (4) 犬の狂犬病予防注射済票交付手数料
- (5) 狂犬病予防注射済票再交付手数料

(申請)

第3条 前条の免除を受けようとするものは、次の申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 保健所に申請書を提出する場合は、犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免申請書（第1号様式）
- (2) 動物愛護センターに申請書を提出する場合は、犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免申請書（第2号様式）

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年川衛環食第958号）

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成10年川健生第865号）

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則 （平成11年川健生第1071号） 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(第1号様式)

		担当	主査	課長	所長
犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免申請書					
年 月 日					
(あて先) 川崎市長					
住所 川崎市 区					
氏名					
次のとおり申請します。					
種類 及び 件数	登録申請手数料 鑑札の再交付手数料 狂犬病予防注射済票交付手数料 狂犬病予防注射済票再交付手数料	頭 件 件 件	納付すべき額 (A)	円	
身体障害者手帳			身体障害者補助犬		
番号			<input type="checkbox"/> 盲導犬 <input type="checkbox"/> 介助犬 <input type="checkbox"/> 聴導犬		
交付年月日			種類 性別		
種別等級			色 名前		
			年齢		
			認定(登録)番号		
*調査					
調査員氏名 印					
調査	年 月 日	決裁	年 月 日	処理	
減免する額 (B)	円	決定金額 (A) - (B)	円		

□欄は、該当するものにレを記入してください。

\*印欄は、記入しないでください。

(第2号様式)

		担当	主査	課長	所長
犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免申請書					
年 月 日					
(あて先) 川崎市長					
住所 川崎市 区					
氏名					
次のとおり申請します。					
種 類 及 び 件 数	登録申請手数料 鑑札の再交付手数料 狂犬病予防注射手数料 狂犬病予防注射済票交付手数料 狂犬病予防注射済票再交付手数料	頭 件 件 件 件	納付すべき額 (A)	円	
身 体 障 害 者 手 帳			身 体 障 害 者 補 助 犬		
番 号			<input type="checkbox"/> 盲導犬 <input type="checkbox"/> 介助犬 <input type="checkbox"/> 聴導犬		
交 付 年 月 日			種 類 性 別		
種 別 等 級			色 名 前		
			年 齢		
			認 定 ( 登 録 ) 番 号		
* 調 査					
調査員氏名 印					
調 査	年 月 日	決 裁	年 月 日	処 理	
減免する額 (B)	円	決定金額 (A) - (B)	円		

□欄は、該当するものにレを記入してください。

\*印欄は、記入しないでください。